

## 議第 1 号議案

### 市長の専決処分事項の指定の一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（平成 16 年議決第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長の専決処分事項として、次のとおり指定する。 1 （略） <u>2 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当初契約金額を 100 分の 3 以内において変更すること（変更額又は変更額の累計額が 450 万円を超える変更を除く。）及び工事又は納期を 1 か月以内において延長すること。</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> 1 件 10 万円未満の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項の同意に関すること。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長の専決処分事項として、次のとおり指定する。 1 （略） <u>2</u> （略） <u>3</u> （略） <u>4</u> 1 件 10 万円未満の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第 243 条の 2 第 8 項の同意に関すること。

### 附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 19 日提出

埼玉県羽生市議会議員	江	原	博	之
〃	柳	沢		暁
〃	保	泉	和	正
〃	丑久保	恒		行
〃	斉	藤		隆